

お客さまへのおねがい

- 1.お申込みの際は「事前審査申込書」と併せて「個人情報の取扱いに関する同意書（署名されている面）」を必ず送付ください。
- 2.事前審査申込書および個人情報に関する同意書はお手元に保管ください。（郵送でのお申込みの場合は、写しを保管ください。）
- 3.審査の結果によってはご希望に添えない場合がございます。その際は、お断りする理由、審査の内容等はご回答しておりませんので予めご了承ください。

かいぞうくん専用 仮審査申込書

お申込日 令和 年 月 日

(申込者)

必ず貼付ください

運転免許証コピー貼付欄

- 運転免許証をお持ちでない方は、たいへん申し訳ございませんが福岡銀行の窓口までご相談ください。
- 運転免許証記載のご住所と申込書に記載された住所が相違している場合は、追加して書類をお願いすることや確認のためご連絡させていただいておりますので、予めご了承ください。

(連帯保証人予定者)

※連帯保証人付で申込まれる場合のみ

必ず貼付ください

運転免許証コピー貼付欄

- 運転免許証をお持ちでない方は、たいへん申し訳ございませんが福岡銀行の窓口までご相談ください。
- 運転免許証記載のご住所と申込書に記載された住所が相違している場合は、追加して書類をお願いすることや確認のためご連絡させていただいておりますので、予めご了承ください。

●お問合せは、■ふくぎんダイレクトコンサルティングプラザ ☎0120-788-324 住宅ローンメニュー3

この商品を何でお知りになりましたか？

①ポスター ②ATMのチラシ ③新聞 ④テレビ ⑤雑誌 ⑥DM ⑦電話 ⑧訪問案内 ⑨ラジオ ⑩ホームページ ⑪交通広告 ⑫窓口案内

お借入希望店	店番	支店	ご契約方法	(窓口来店)	(株)福岡銀行 / (株)ジャックスあて
フリガナ	フリガナ	フリガナ	返清口座	口座番号	支店
お名前	フリガナ	フリガナ	お電話	() () ()	携帯
性別	①男 ②女	生年月日	昭和 平成	年 月 日 (才)	

借入希望金額	万円	借入期間	年 月	施工(購入)業者名	※未定の場合は記入不要
資金用途	自宅の増改築・カーポート・水まわり・造園・外構・オール電化・その他()				
物件の所在地	①現住所と同じ ②その他()		物件の所有者	①本人 ②家族 ③購入予定	
お住まい・ご家族	お住まい	①本人持家 ②家族持家 ③社宅・寮 ④借家・賃貸マンション ⑤アパート			入居開始年月
配偶者	①有 ②無	扶養家族	名	同居家族	①有 ②無

お勤め先	フリガナ	所属課名	役職	①一般社員 ②管理職 ③会社役員 ④会社代表者 ⑤その他
ご勤務先住所	フリガナ	〒	税込年収	万円
ご職業	①会社(役員)上場 ②会社(役員)左記以外 ③公務員 ④自営 ⑤年金生活 ⑥その他			
業種	①製造 ②建設 ③卸売 ④小売 ⑤飲食 ⑥旅館・娯楽 ⑦運輸・倉庫 ⑧生保セールス・訪問販売 ⑨教育・医療 ⑩放送・出版 ⑪不動産 ⑫金融機関 ⑬公共・公益 ⑭農林・水産・鉱業 ⑮情報・通信 ⑯その他サービス ⑰その他			
資本金	①1千万円未満 ②1千万円以上 ③2千5百万円以上 ④5千万円以上 ⑤1億円以上 ⑥3億円以上 ⑦5億円以上			
従業員数	①10名未満 ②10名以上 ③50名以上 ④100名以上 ⑤300名以上 ⑥1,000名以上			
入社年月	①昭和 ②平成 ③令和	年 月	保険種類	①社会保険 ②組合保険 ③共済保険 ④日雇保険 ⑤船員保険 ⑥国民健康保険 ⑦社名国保
就業形態	①正社員 ②経営者 ③パート ④アルバイト ⑤契約社員・嘱託 ⑥派遣社員 ⑦専従者 ⑧季節・期間 ⑨その他			
仕事内容	①事務・管理 ②営業 ③販売 ④労務・製造 ⑤運転手 ⑥技能・技術 ⑦保安 ⑧接客 ⑨医師 ⑩教師 ⑪士業 ⑫個人経営 ⑬法人経営 ⑭その他			
出向(派遣)先会社名	出向(派遣)先ご住所	〒	お電話	() () ()

お借入状況	借入種類	借入先	担保	借入残高	年間返済額	借入種類	借入先	担保	借入残高	年間返済額
カードローン			有 無	万円	万円			有 無	万円	万円
住宅ローン			有 無	万円	万円	合計			万円	万円

1.物件所有者	フリガナ	性別	①男 ②女	生年月日	①昭和 ②平成	年 月 日 (才)	申込者との続柄
2.所得合算者							
3.物件所有者+所得合算者							
4.その他							
お勤め先(職業)	お勤め先電話番号	() () ()	所属部役職				
勤続(営業)	年 月	税込年収	万円	純資産	万円		

店番・店名・担当者	案件番号	J	[運転免許証番号] 記入欄 (保有されている場合)	保有	申込人	[運転免許証番号] 記入欄 (保有されている場合)	保有	連帯保証人
			有・無			有・無		

FAX送信方向

ふくぎんローンお申込み専用FAX 0120(8)539 (24時間受付)

銀行または保証会社が加盟する個人情報機関

銀行・保証会社名	加盟する個人情報機関
株式会社 福岡銀行	全国銀行個人情報センター / 株式会社シー・アイ・シー (株) 日本個人情報機構
ふくぎん保証 株式会社	全国銀行個人情報センター / 株式会社シー・アイ・シー (株) 日本個人情報機構
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	株式会社シー・アイ・シー / (株) 日本個人情報機構
株式会社 クレディセゾン	株式会社シー・アイ・シー / (株) 日本個人情報機構
株式会社 ジャックス	株式会社シー・アイ・シー / (株) 日本個人情報機構
株式会社 セディナ	株式会社シー・アイ・シー / (株) 日本個人情報機構

個人情報機関の住所・連絡先及び個人情報の登録期間

個人情報機関	登録情報と登録期間
全国銀行個人情報センター (KSC) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 (建物建替のため、2016年10月1日から2020年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転します。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのウェブサイトに掲載されます。) https://www.zenginkyo.or.jp/p/cic/ TEL.03-3214-5020 主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報機関	氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報(下記の情報のいずれかが登録されている期間。借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。):本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間。 銀行及び保証会社が加盟する個人情報機関を利用した日及び本契約またはその申込みの内容及び当該利用日から1年を超えない期間、不渡情報:第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間。 官報情報:破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間。 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨:当該調査中の期間、本人確認資料の紛失・盗難、貸付自庫等の本人申告情報:本人から申告のあった日から5年を超えない期間。
(株)シー・アイ・シー (CIC) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 https://www.cic.co.jp/ フリーダイヤル0120-810-414 主に割賦販売等のクレジット業務を営む企業を会員とする個人情報機関	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報(下記の情報のいずれかが登録されている期間。 本契約に係る申込みをした事実:銀行及び保証会社が個人情報機関に照会した日から6ヶ月間。 本契約に係る客観的な取引事実(契約の種類、契約日、契約額、商品名、支払回数、利用残高、月々の支払状況の情報):契約期間中及び契約終了後5年以内。 債務の支払を延滞した事実:契約期間中及び契約終了後5年間。
(株)日本個人情報機構(JICC) 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 https://www.jicc.co.jp/ TEL.0570-055-955 主に貸付金、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人情報機関	本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等):下記の情報のいずれかが登録されている期間。 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等):契約継続中及び契約終了後5年以内。 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等):契約継続中及び契約終了後5年以内。(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内) 本申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報):照会日から6ヶ月以内。

KSC、CICおよびJICCは、相互に提携しています。

第4条 銀行と保証会社の間での個人情報の提供

申込人等は、本申込および本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲で、銀行と保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。

(1) 銀行から保証会社に提供される情報

- 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書・契約書ならびに付属書面等本申込および本契約に当たり提出する書面に記載の全ての情報
- 銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本取引に関する情報
- 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、申込人等の銀行における取引情報(過去のものを含む)
- 延滞情報を含む本取引の返済に関する情報
- 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するに当たり必要な情報

< 提供される目的 >

第2条に記載の利用目的

(2) 保証会社から銀行に提供される情報

- 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書・契約書ならびに付属書面等本申込および本契約に当たり提出する書面に記載の全ての情報
- 保証会社での保証審査の結果に関する情報
- 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- 保証会社における保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報
- 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

< 提供される目的 >

第1条に記載の利用目的

第5条 銀行における個人情報の利用・提供の中止

- 銀行は第1条に規定している利用目的のうち、銀行の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内および提携先の宣伝物・印刷物の銀行発送物への同封等による送付については、申込人等から個人情報の利用の中止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用を中止する措置をとります。
- 前項の利用・提供の中止の手続きについては、銀行の窓口にお申し出ください。ただし、償還予定表等の取引書類余白への印刷物によるものは、中止することはできませんので予めご了承ください。
- 本契約が不成立の場合であっても、第1項に規定する場合を除き、本申込に係る個人情報の利用・提供を中止することはできません。

第6条 保証会社における個人情報の開示・訂正・削除

- 申込人等は保証会社及び第3条に記載する個人情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。保証会社に開示を求める場合には、第8条記載の保証会社窓口(下記)に連絡して下さい。但し、個人情報機関に登録されている情報の開示は、保証会社ではできませんので、第3条記載の個人情報機関に請求してください。
- 万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条 銀行における開示・訂正等

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第25条から27条に規定する開示、訂正等および第5条に規定する利用・提供の中止の手続きについては、銀行のホームページ(<https://www.fukuokabank.co.jp/>)に掲載します。なお、第3条に規定する個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(銀行ではできません。)

第8条 保証会社の問合せ窓口

保証会社に対する個人情報の開示・訂正・削除に関しては、下記の各保証会社までお問い合わせください。

〒819-0006 福岡市西区姪浜駅南1-7-1

ふくぎん保証株式会社
電話 092-882-0431

○〒812-0036 福岡市博多区上呉服町10-10

呉服町ビジネスセンタービル8階
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社「保証センター」
電話 0120-023-034

〒170-6038 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・38階

株式会社クレディセゾン信用保証部「オペレーションセンター」
電話 03-5992-3351
株式会社クレディセゾンでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者(コンプライアンス部担当役員)を設置しております。

〒243-0489 神奈川県海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー

株式会社ジャックス 東京カスタマーサービス(お客様相談室)
電話 046-233-1995

〒108-8117 東京都港区港南2-16-4

株式会社セディナ お客様相談部
電話 052-310-1555

お電話はカスタマーセンターにて承ります。
株式会社セディナは個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護所管部の担当役員を「個人情報管理責任者」に選任しております。

第9条 不同意等の場合の取扱い

銀行及び保証会社は、本申込に必要な記載事項を申込書に記載しただけない場合または本同意書の全部もしくは一部に同意いただけない場合は、本申込による契約をお断りすることがあります。ただし、第5条第1項の申し出はこの限りではありません。

第10条 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても本契約に係る申込みをした事実は、第1条、第2条、第3条第2項および第3項に基づき、本契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

以上